

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 1月25日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成31年度大仙地区飲料水供給施設水質検査業務           |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300036                          |
| (3) 物品委託役務内容    | 大山地区飲料水供給施設において、水道法に基づく水質検査を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで        |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 大仙地区飲料水供給施設（東広島市河内町入野2139-33）     |
| (6) 予定価格        | 非公表                               |
| (7) 最低制限価格      | なし                                |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                            |
| (9) 入札区分        | 紙入札                               |
| (10) 使用する契約約款   | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）             |
| (11) 契約種別       | 総価契約                              |
| (12) 収入印紙       | 要                                 |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査＞水道法に基づく水質検査
イ	法令等による登録等	水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち「水質検査を行う区域」を広島県とし、「検査を行う事業所の所在地」を広島県内としていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成31年 1月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成31年 1月25日～ 平成31年 2月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成31年 1月25日～ 平成31年 2月1日 （午前 8時30分～午後 5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 環境対策課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0928 / ファックス番号 082-421-5601 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年 2月6日～ 平成31年 2月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年 2月13日～ 平成31年 2月14日 （午前 8時30分～午後 5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年 2月15日 午後 1時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 平成31年度 大仙地区飲料水供給施設水質検査業務仕様書

## 第1 基本事項

### 1 業務目的

東広島市が所管する飲料水供給施設の水質検査を適正に行い、水質検査結果を迅速に伝達し、安全で衛生的な水道供給を行うための水質管理に反映させることを目的とする。

### 2 履行場所

大仙地区飲料水供給施設（東広島市河内町入野 2139-33）

### 3 履行期間

平成31年4月1日から平成32年（2019年）3月31日まで

### 4 業務実施責任者

受注者は、契約締結後、次の事項に留意して委託業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

(2) 業務実施責任者は、受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類（社員証、雇用証明書又は健康保険証等）の写しを提出すること。

### 5 守秘義務

業務で知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。

### 6 再委託の禁止

本業務を再委託してはならない。

## 第2 定期の水質検査

### 1 業務内容等

#### (1) 水質検査

水質検査項目及び検査頻度は下記のとおり実施する。

ア 水質検査項目および検査頻度・・・・・・表-1及び表-2

#### (2) 試料採取日程

各月の試料採取日については、発注者と受注者が協議して決定することとする。また、試料採取当日に実施した記録は、発注者の要請に応じて書面で提出することとする。

### 2 試料の採取及び水質検査に関する事項

本業務において、試料の採取及び水質検査に関する作業は、受注者が厚生労働省の承認を受けた業務規程に基づき、「水質検査標準作業書」や「水質検査試料取扱標準作業書」などに従って検査員が実施することとする。また、発注者から指示があった場合は現場写真撮影を行うこと。

### 3 試料の容器

試料採取用の容器は、採水地点ごとに受注者が準備するものとする。容器の洗浄は、受注者の責任において十分に行なう。試料採取用の容器とは、蓋付ガラス容器またはポリエチレン容器等で、特に規定のある場合は、当該検査項目専用の試料容器を用いることとする。

### 4 試料の採取保存、運搬及び試験期間

- (1) 試料の採取は、受注者が厚生労働省の承認を受けた「水質検査試料取扱標準作業書」に基づき、登録された「検査員」が実施するものとする。
- (2) 採取した試料保存用の試薬は、受注者が準備して、現場で保存作業を行うものとする。
- (3) 試料の採取後は、水道法施行規則に規定された時間内に分析を開始するものとする。
- (4) 試料の運搬は、「水質検査試料取扱標準作業書」に従って実施するものとする。  
試料を運搬する用具は、受注者が準備し、破損防止の措置を施して運搬するものとする。
- (5) 試料の保管については、「水質検査試料取扱標準作業書」の各検査項目に定めた方法で保存のための処理を行い、必ず検査着手時間内に検査を開始するものとする。  
保存期間内に分析を行うこと。保存期間は各検査方法に規定された期間を厳守することとする。

## 5 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」（最新版）により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む試料の同時分析を行わないものとする。

## 6 検査結果の報告

### (1) 報告期限

検査成績書は試料を採取した日から14日以内にA4版で1部提出することとする。

また、浄水及び原水の地点毎で、項目別、月別の濃度一覧を記載した帳票を作成し、毎月電子データ（エクセル等）で提出すること。

### (2) 記載要領

ア 検査成績書への表示は、有効数字2桁で記入することとする。

イ 定量下限値未満のものは、「〇〇mg/l 未満」等と表示することとする。

ウ 一般細菌等の定性試験で検出されないものは、「不検出」または「陰性」と表示することとする。

エ 臭気、味については、文言で記入することとする。

オ 濃度単位は、水質基準等の単位によることとする。

### (3) その他の資料

発注者から要請があった場合、検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

### (4) 速報時間内報告

下記項目については発注者から指示があれば速報時間内に報告すること。

- ・大腸菌・・・・・・・・・・26時間以内
- ・一般細菌・・・・・・・・・・26時間以内
- ・嫌気性芽胞菌・・・・・・・・26時間以内
- ・水質基準全項目（51項目）・・72時間以内

## 7 異常値の報告義務

受注者は、水質検査において以下に記すようなことが発生したときは速やかに発注者へ

報告することとする。

- (1) 浄水が水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に規定する水質基準値（水質基準項目）を超過して検出した場合
- (2) 原水で異常と思われる値が検出した場合（対象は受託項目）
- (3) 水質管理上の問題が考えられる値が検出した場合（対象は受託項目）
- (4) 発注者からの指示による場合

## 8 再検査

発注者は、水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。その際の採水費用及び水質検査費用（平成 20 年 12 月 22 日付厚生労働省令第 174 号の上覧 1～51 項目に掲げる項目）については、双方協議のうえ決定するものとし、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

## 第 3 臨時の水質検査

### 1 緊急時対応

水道水質事故や水道施設に異常が発生したとき及び水道法第 18 条に基づく水質検査請求があった場合に、臨時の採水もしくは水質検査を行うものである。検査項目は本業務の検査項目のうち、発注者が指示した項目、または受注者と協議して選定したものとするが、本業務の検査項目以外の検査については双方協議のうえ実施する。

#### (1) 業務の指示

臨時の採水もしくは水質検査が必要になったときは、発注者が文書により受注者へ業務の内容等を指示するものとする。ただし、電話その他の方法によることもできることとする。

#### (2) 受注者の責務

- ア 受注者は、発注者が臨時の試料採取もしくは水質検査を指示したときは、平日、休日、深夜を問わず指示された場所へ集合するものとする。到着時間については、その都度協議するものとする。
- イ 調査項目は当日、水質事故その他の発生状況により項目を選定するため、対応できる試料採取容器及び試料採取用具を準備することとする。
- ウ 受注者は、緊急連絡に随時応じられるように体制整備をしておくこととする。

#### (3) 業務の内容

- ア 受注者は、水質事故等の原因究明のために試料採取を実施するときは、発注者の指示する調査項目のほか、現地の状況等により受注者が必要と判断した調査事項についても、発注者と協議のうえで行うものとする。
- イ 受注者は、臨時に採取した試料を速やかに分析して、結果報告を行うものとする。
- ウ 受注者は、発注者の要請があるときは、検査結果から考えられる原因及び対策等を提案することとする。

#### (4) 費用の精算

臨時の水質検査に係る費用は、発注者と協議し決定するものとし、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

### 2 情報の提供

受注者は、化学物質情報等を平素から収集し、その把握している情報を発注者に適宜提

供することとする。

#### 第4 検査結果の信頼性確保

##### 1 受注者の水質検査施設立ち入り

契約後は、発注者により受注者の立ち入りを、必要に応じ実施することとする。

ア 発注者が受注者の所在地において、厚生労働省の承認を受けた業務規程を遵守していることを確認することとする。

イ 発注者が水質検査に関する記録等について検査又は質問を行う場合には、受注者はこれに応じることとする。

ウ 発注者が受注者の有する水質検査施設（検査室、検査機器等）を視察することとする。

#### 第5 その他

(1) 業務の委託期間中に、法令等の改正により検査項目の追加がある場合は、受注者と発注者が協議してその対応を決定することとする。

(2) 受注者は、検査結果に異常があると思われる場合は、速やかに再検査を行うこととする。

(3) 受注者は、臨時の水質検査が発生する場合があるので、発注者の指示に適切に対応することとする。その際、報告期限等の条件については別途協議または指示する場合がある。

(4) 受注者は、給水栓水などの水質に異常が発生した場合において、水道技術管理者や水質管理全般に知識を有する専門性の高い職員が、問題解決策を提案することとする。

(5) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議することとする。

##### (6) 契約後の提出書類

受注者は、契約後に発注者に下記書類を提出すること。

##### ア 水質検査結果に対する信頼性保証が担保できる書類

次の外部精度管理において、良好な評価が得られていることを証明できることとする。

① 過去3カ年の厚生労働省による外部精度管理参加実績

② 過去3カ年の内部精度管理実績

##### イ 試料の運搬方法及び経路に関する書類

採水日程、運搬方法、運搬ルート（採水ルート含む）が確認できること。

##### ウ 緊急連絡体制表

業務に係る業務実施責任者、副責任者及び各作業班等（現地調査班、分析検査班、連絡調整班等）に属する者の氏名を記載するとともに、各作業班長以上は夜間・休日等の連絡先も付記することとする。

(7) 発注者は、受注者に対して、原水及び浄水の検査方法の妥当性評価に関する書類として、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成24年9月6日健水発0906第4号）における妥当性評価を実施したことを証明できる次の書類を求めることがある。

① 標準検査法については、使用する機器・設備、検査体制等が十分な精度を確保できることについて検証したことを証明できる書類

② 標準検査法が定められていない水質項目については、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」により妥当性が評価された検査方法による検査結果であることを証明できる書類

## 第6 委託料の支払い

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
上半期（4～9月） 履行分	左記履行区分に実施し報告があった履行分の委託料として発注者が協議し受注者が承諾した額	部分払（部分引渡し）
下半期（10～3月） 履行分	残額	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

(3) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。

表1 検査頻度 【水質基準項目】 大仙地区飲料水供給施設

番号	定期検査項目	実施頻度		備考
		原水	浄水	
基 01	一般細菌	1	12	細菌
基 02	大腸菌	1	12	
基 03	カドミウム及びその化合物	1	1	無機物/重金属
基 04	水銀及びその化合物	1	1	
基 05	セレン及びその化合物	1	1	
基 06	鉛及びその化合物	1	1	
基 07	ヒ素及びその化合物	4	4	
基 08	六価クロム化合物	1	1	
基 09	亜硝酸態窒素	2	2	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	
基 12	フッ素及びその化合物	4	4	
基 13	ホウ素及びその化合物	1	1	
基 14	四塩化炭素	1	1	
基 15	1,4-ジオキサン	1	1	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	1	1	
基 17	ジクロロメタン	1	1	
基 18	テトラクロロエチレン	1	1	
基 19	トリクロロエチレン	1	1	
基 20	ベンゼン	1	1	消毒副生成物
基 21	塩素酸	0	4	
基 22	クロロ酢酸	0	4	
基 23	クロホルム	0	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0	4	
基 25	ジブromクロロメタン	0	4	
基 26	臭素酸	0	4	
基 27	総トリハロメタン	0	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0	4	
基 29	ブromジクロロメタン	0	4	
基 30	ブromホルム	0	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0	4	着色
基 32	亜鉛及びその化合物	1	1	
基 33	アルミニウム及びその化合物	1	1	
基 34	鉄及びその化合物	1	1	
基 35	銅及びその化合物	1	1	
基 36	ナトリウム及びその化合物	1	1	味
基 37	マンガン及びその化合物	1	1	着色
基 38	塩化物イオン	12	12	味
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	
基 40	蒸発残留物	1	1	発泡
基 41	陰イオン界面活性剤	1	1	
基 42	ジエオスミン	1	1	かび臭
基 43	2-メチルイソホルネオール	1	1	
基 44	非イオン界面活性剤	4	4	発泡
基 45	フェノール類	1	1	臭気
基 46	有機物(全有機炭素の量)	12	12	味
基 47	PH値	12	12	基礎的性状
基 48	味	0	12	
基 49	臭気	12	12	
基 50	色度	12	12	
基 51	濁度	12	12	
	計	118	196	
	総 計	314		



表2 検査頻度 【水質管理目標設定項目】 大仙地区飲料水供給施設

番号	定期検査項目	実施頻度		備考
		原水	浄水	
目 01	アンチモン及びその化合物	1	1	無機物/重金属
目 02	ウラン及びその化合物	4	4	
目 03	ニッケル及びその化合物	1	1	
目 04	削除	0	0	一般有機物
目 05	1,2-ジクロロエタン	1	1	
目 06	削除	0	0	
目 07	削除	0	0	
目 08	トルエン	1	1	
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	消毒副生成物
目 10	亜塩素酸	0	0	
目 11	削除	0	0	消毒剤
目 12	二酸化塩素	0	0	消毒副生成物
目 13	ジクロロアセトリル	0	1	
目 14	抱水クロール	0	1	農薬
目 15	農薬類	0	0	臭気
目 16	残留塩素	0	12	
目 17	カルシウム,マグネシウム(硬度)	0	0	味
目 18	マンガン及びその化合物	0	0	着色
目 19	遊離炭酸	1	1	味
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	臭気
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	1	1	一般有機物
目 22	有機物質(KMnO4)	0	0	味
目 23	臭気強度(TON)	1	1	臭気
目 24	蒸発残留物	0	0	味
目 25	濁度	0	0	基礎的性状
目 26	pH	0	0	腐食
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	4	4	
目 28	従属栄養細菌	4	4	細菌
目 29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	一般有機物
目 30	アルミニウム及びその化合物	0	0	無機物
	計	22	36	
	総 計	58		
■ 嫌気性芽胞菌 原水1回/年				